

麻獣選管公示第四号

学校法人麻布獣医学園寄附行為第十八条第二号評議員の任期満了に伴う選任を下記により行う

記

一 選任する評議員

法人の設置する学校の卒業者から選任する評議員

選任数 十三人 任期四年(令和二年六月一日から令和六年五月三十一日)

- (一) 麻布大学獣医学部獣医学科(その前身を含む。)卒業者又は大学院獣医学研究科獣医学専攻修了者から十人(北海道、東北、関東、神奈川、東京、中部、近畿、中国、四国及び九州の十ブロックから各一人ずつ)
- (二) 麻布大学獣医学部動物応用科学科(その前身を含む。)卒業者又は大学院獣医学研究科動物応用科学専攻修了者から一人
- (三) 麻布公衆衛生短期大学卒業生、麻布大学環境保健学部卒業生、生命・環境科学部卒業生又は大学院環境保健学研究科修了者から一人
- (四) 麻布大学附属高等学校卒業生(その前身を含む。 本学園の大学卒業生又は大学院修了者を除く。)から一人

二 有権者

本学園の大学(前身校を含む。)卒業生又は大学院修了者で、選挙管理委員会に備える有権者名簿に登録されたものを有権者として、選挙権を有する。

三 立候補及び候補者推薦

- (一) 有権者で、選挙公示日現在満二十五歳以上の者は被選挙権を有し、立候補できるほか、当該ブロックの有権者名簿の十人以上の有権者の推薦により候補者となることができる。
本学園の専任職員であつた者は、退職後初めて実施される評議員選挙では、候補者となることできない。
- (二) 候補者に係る届出は、立候補者は自ら、推薦の場合は本人の承諾を得て推薦届出人が、所定の様式により選挙公報と住民票を添えて期日までに郵送により届け出なければならない。
- (三) 立候補届及び候補者推薦届の受付期間
令和二年二月二十一日から令和二年三月十七日(必着)

四 選挙

候補者が選任数を超えた場合は、次のとおり投票を行う。

- (一) 選挙期日 令和二年四月二十二日
- (二) 投票方法 郵送(選挙期日必着)
- (三) 開票日 令和二年四月二十三日
- (四) 開票場所 麻布大学 本館二階 第一会議室

令和二年二月二十一日

学校法人麻布獣医学園評議員選挙管理委員会

委員長 和田 恭 則

